

青葉美しが丘中部地区計画街づくりアセス委員会規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、「横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」(以下「市条例」という。)で定められている「青葉美しが丘中部地区地区計画」(以下「青美地区計画」という。)の運用の適正に資するため、美しが丘中部自治会(以下「自治会」という。)としての取り組みルールを定め、もって市条例の運用に地元の意思を適切に反映させ、地域の良い居住環境の維持と増進を図ることを目的とする。

(街づくりの基本理念)

第2条 自治会が統轄する地域(添付地図参照)(以下「自治会地区」という。)は、ラドバーン方式と呼ばれる歩車道分離の都市計画構想に基づいて開発造成された住宅地であり、私たちは、その基本構想を具現した街並みの景観を自治会地区の共有財産とすることを前提として開発会社(東急電鉄)から土地を購入し、又は一次購入者からその理念を継承して居住し、その基本構想を維持するために開発造成が一段落した当初から「美しが丘中部自治会建築協定」を発足させ、3期30年有余にわたって緑豊かでゆとりのある居住環境を維持してきたことを是として、この成果と開発造成時の基本理念を未来に引き継いでいくことを共通の願いとする。

第2章 委員会

(委員会の使命)

第3条 自治会規約第4条第②項に基づき設置された「青葉美しが丘中部地区計画街づくりアセス委員会(「アセス委員会」と略称)」(以下「委員会」という。)は、前条に定める基本理念の実現を図ることを使命とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に定める事項を処理する。

- 1 青美地区計画の適用地区に整備されている歩行者専用道路を核とした遊歩道ネットワーク、その他地区施設のあり方に関する事項
- 2 青美地区計画の適用地区で新築又は増改築される建物の意匠、色調等のあり方に関する事項
- 3 青美地区計画の適用地区にある土地(敷地)の利用のあり方に関する事項
- 4 前各号のほか、「青美地区計画」に関わる横浜市所管窓口との折衝、連絡、その他青美地区計画に関わる一切の事項

(組織及び委員)

第5条① 委員会は、評議員会の承認する24人以内の委員で組織し、委員は次の各号に定める区分で選出する。

- 1 自治会の会長、副会長及び理事 ……………4名
- 2 班の編成ブロック別に各2名ずつ推薦選出される者…………8名
- 3 公募に応募した者 ……………8名
- 4 A及びB地区別に各々2名以内で推薦される者…………4名以内

- ② 前項で公募の応募者が定員を超える場合又は定員に満たない場合は、評議員会に推薦する候補者を理事会で選任する。

(委員の選任)

第6条 委員の選任は、次の各号の定めるところによる。

- 1 前条第①項第1号の委員……………自治会役員の選任をもって選任とする。
- 2 前条第①項第2号,3号及び第4号の委員……………改選年度の4月評議員会で選任とする。

(委員の任期)

第7条① 委員の任期は、次の各号に定めるところによる。ただし、再任を妨げない。

- 1 第5条第①項第1号の委員……………1年
 - 2 第5条第①項第2号,第3号及び第4号の委員……………2年
- ② 欠員補充で選任された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

第3章 役員

(役員の種別及び選任)

第8条① 委員会に、次の役員を置く。

- 1 委員長 1名
 - 2 副委員長 2名
 - 3 事務局長 1名
- ② 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。
- ③ 事務局長は、委員会の同意を得て、委員長が委員の中から選任する。

(役員の職務)

第9条① 委員長は、委員会を代表し、その運営を統轄する。

- ② 副委員長は、委員長を補佐して委員会の円滑な運営に努め、委員長がその職務を遂行できない時には、委員長の職務を代理し、委員会を代表する。
- ③ 事務局長は、委員長及び副委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。

(役員の任期)

第10条① 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとし、重任は5期までとする。

- ② 欠員補充で選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(役員の改選)

第11条 役員の改選は、自治会役員の改選後に開催される毎年度初めの第1回委員会で行う。

(顧問)

第12条① 委員会に顧問を置くことができる。

- ② 顧問は、委員会の同意を得て、委員長が委嘱する。
- ③ 顧問は、委員長の諮問に答えるほか、必要に応じ委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、委員会の表決には参加しないものとする。
- ④ 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 委員会及び議事

(委員会の招集)

第13条① 委員会は、委員長が招集する。

② 2名以上の委員が委員会の開催を要請する場合には、委員長は、速やかに委員会を招集しなければならない。

③ 委員会の招集は、原則として1週間前までに書面をもって通知するものとする。

ただし、全委員が同意する時は、口頭で招集することができる。

(委員会の開催及び議決)

第14条① 委員会は、3分の2以上の委員の出席で開催するものとし、議決には、出席委員の3分の2以上の賛成を要するものとする。

② 前項において、委員会開催の定足数及び表決の数には、書面による意思表示を含めるものとする。

(自治会地区住民からの広聴)

第15条 委員会は、議事が土地使用に関わる基本的権利を制約するものである場合は、自治会地区内に居住する利害関係人(自治会に入会していない者も含む。)が意見を開陳する機会を設け、その意見を広聴するものとする。

第5章 運 営

(事務の整理)

第16条 委員会の事務の整理は、自治会の事務局に委託する。

(予 算)

第17条 委員会が必要とする予算は、年度ごとに自治会年度予算に特別会計として計上する。

(運営細則)

第18条 委員会の開催、運営方法、その他運営に必要な事項は、委員会で定める。

(規則の改正)

第19条 この規則の改正は、自治会総会の議決を要するものとする。

附 則

この規則は、平成15年度定時総会の議決日(平成16年3月28日)より施行する。